昭和51年
2月1日号
第120号
発行所　津奈木町役場
編集総務課
印刷所　三和印刷

つなぎ 町報

二月の暦

四日　節分・豆まき
五日　立春
十一日　建国記念日
十四日　旧正月
二十九日　全国火災予防運動

歳末助け合い募金報告

町民皆様方の深いご理解と温かいご協力によりまして、次のとおり多大の募金をいただきました。厚く御礼申し上げます。

尚、次のとおり、入所している人並びに入院患者、又は町内のねたきり老人や重度の障害児者の方々に一人当り1,500円を、お見舞い申し上げましたので、報告致します。

（各部落募金内訳）

部落名	金額	部落名	金額
竹中	11,380円	川内	7,200円
染竹	15,200	福浦	12,600
浜崎	22,500	平国上	12,400
桜戸	12,100	平国下	20,400
町中	12,050	日当	25,400
新川	15,600	日添	24,400
古川	14,000	小津奈木	14,300
大泊	20,700	辻	1,800
中尾	16,150	町議会議員一同	16,000
古中尾	11,600	赤崎小学校児童職員一同	4,122
倉谷	12,400	町役場職員（三役を含む）一同	32,917
内野	9,700	その他	4,794
上下門	12,000	合計	361,713

（お見舞内訳）

病院（施設）名	人数	金額	病院（施設）名	人数	金額
小国学園	2	3,000円	芦北松本医院	2	3,000円
たまきな荘	2	3,000	芦北学園	1	1,500
しらがね寮	1	1,500	芦北町立老人ホーム	4	6,000
肥後学園	1	1,500	湯出光明童園	2	3,000
国立療養所再春荘	2	3,000	光明童園	6	9,000
〃　菊池恵楓園	3	4,500	岡部病院	6	9,000
愛育学園	1	1,500	水俣市立病院	15	22,500
もみの木園	1	1,500	緒方医院	1	1,500
熊本県聾学校	1	1,500	水俣病院	16	24,000
〃　盲学校	2	3,000	附属湯之児病院	14	21,000
熊本大学附属病院	2	3,000	白梅荘	10	15,000
日本赤十字社病院	1	1,500	水俣保養院	23	34,500
しらぬい荘	2	3,000	明水園	2	3,000
松橋療護園	1	1,500	出水市立病院	1	1,500
松橋養護学校	1	1,500	松本医院	15	22,500
坂本病院	1	1,500	ねたきり及び長期在宅患者	64	96,000
八代市立保寿寮	1	1,500	社協へ繰入		49,713
〃　行楽園	1	1,500	合計	208	361,713

資源・エネルギーを大切にする論文募集

左記の要領により論文を募集します。ふるってご応募下さい。

◎趣旨

わが国のもつ経済構造から考えまして、資源、エネルギーのムダ使いをなくし、その有効利用を促進することは、わが国経済の発展と国民福祉の向上を図る上で、最も基本的な政策理念として位置づけされねばなりません。しかもこの理念は、実際の産業活動、国民生活の中で、具体的な実践活動として実を結ぶ必要があります。

本県でも、このたび広く県民各層に本運動の重要性に対する理解と認識を深めていただくため、論文募集を行うことになったものであります。

◎テーマ

資源、エネルギーを大切にする運動展開の具体的方策について

「消費者の日常生活の中に母を大切にする気運が浸透定着するには」「資源の節約、再利用については」「等趣旨に沿ったものであれば、何でも自由にお書き下さい。あなたの建設的なご意見、主張を期待しています。

◎応募資格

県内居住の高校以上の方であれば、どなたでも結構です。

◎原稿

(1) 四〇〇字詰原稿用紙六枚程度で、縦書きとします。

(2) 原稿を必ず右端をとじるとともに、最初の一枚の右半分に氏名（フリガナをつける）年令、住所、職業、連絡電話番号を明記して下さい。

◎締切日

昭和五十一年二月十五日

◎送り先

熊本市水前寺六丁目十八番一号、熊本県福祉生活部消費生活課内

お気軽にご応募下さい。

誕生月健康診断の無料実施について

本町では、皆様の健康増進を願って、標記の健康診断を実施しております。

要領は次のとおりですからどうぞ気軽に受診されますようお知らせします。

記

一、検診対象者

満二才から六十四才まで（事業所・勤務者を除く）

二、場所

町内（松本医院・六車医院）に限る。

三、検診内容

血圧、検尿、血色素及び心電図

四、料金

町負担により無料

五、受診期日

昭和五十一年二月末まで受診下さい。

水俣病認定者の特殊寝台貸与について

水俣病認定者の方で、寝たきり等の方々に県から寝台の貸与がなされております。希望者は申請されるようお知らせします。尚、詳細は、役場保健課へお尋ね下さい。

郵便料金改定表

1月25日から下記のとおり改定されました。

（第1種）
定形郵便物

25グラムまで	50円
50グラムまで	60円

定形外郵便物

50グラムまで	100円
100グラムまで	140円
250グラムまで	200円
500グラムまで	300円
1キログラムまで	600円
2キログラムまで	1,200円
3キログラムまで	1,800円
4キログラムまで	2,400円
郵便書簡	50円

（第2種）

通常はがき	20円
往復はがき	40円
小包はがき	20円

上記以外の通常郵便物（第3種・第4種）の料金、特殊取り扱いの料金、外国郵便料金等については郵便局の窓口でおたずねください。

教育モニターの募集について

国では、昭和五十一年度の教育モニターを次の要領で募集しています。教育について関心があり、教育モニターとして仕事に熱意をもっていられる方はふるって応募して下さい。

募集要領

一、趣旨

政府の文教施策について、広く一般国民から批判、意見、要望等を聞き、文教行政の参考とします。

二、仕事の内容

(1) 教育モニターには、一年に三回程度文部省がお送りする文書に御意見などを記入し、回答していただきます。

(2) 教育モニターには、昭和五十一年度中に一回、教育モニター会議（熊本市）にお集まり願い、御意見などを口頭で述べていただきます。依頼期間は二年間です。

三、謝礼等

謝礼は、依頼した事項に対する報告一回について千円（税込）を支払います。また、教育モニター会議に御出席の場合は旅費を支払います。

四、応募の資格

(1) 日本国民で年令満二十才以上の方。

(2) 次の職の方は応募できません。

ア、国会議員及び地方公共団体の議会の議員

イ、常勤の公務員（但し、校長、教員は応募出来ます。）

ウ、行政相談委員

エ、かつて、文部省の教育モニターであった方

五、応募の方法

「教育モニター申込書」は、熊本市水前寺六丁目十八番一号、熊本県教育庁総務課にありますので、郵便による場合は返信用封筒（五十円切手貼付、あて先明記）を同封して請求下さい。

六、申込、受付期間

昭和五十一年二月二日（月）から昭和五十一年二月二十一日（土）（郵便で申し込む場合はこの期間内に到着するようにして下さい。）

七、選考結果

昭和五十一年四月上旬に文部省で決定し、直接本人にお知らせする予定です。

※　二月二十九日は、固定資産税第四期・保険税第九期の納期日

役場庁舎内線電話設置のお知らせ

今般　構内自動電話交換機を設置しましたので、内線電話番号をお知らせします。

役場、教育委員会、幼稚園、給食センターへの電話御利用は、（代表）3111をダイヤルされますと受付が応答しますので、御用の課名又は内線番号を申し付け下さい。

津奈木町役場庁内電話番号表

番号	課室名	番号	課室名	番号	課室名	番号	課室名
20		30	保健課	40	応接室	50	教育課
21	町長室	31	保健年金(受付)	41	第1会議室	51	教委(教育長)
22	助役室	32	町民課窓口	42	第2会議室	52	
23	収入役室	33	町民課	43	公民館会議室	53	
24	総務(受付)	34	上地改良	44	公民館和室	54	給食センタ
25	総務課	35	建設課	45	公民館ホール	55	幼稚園
26	総務・税務	36	農林水産課	46		56	
27	企画課	37	家畜診療所	47		57	
28	税務課	38		48		58	
29		39		49	宿直室	59	プール管理室

冬の食生活

〃寒さに負けない食事を!!

〃寒い〃といっては、厚着をしたり、ストーブやこたつのそばで背中をまるめたりしますが、これは、からだのしんから暖かくすることはできません。寒さをのりきるには、まず高カロリーの食事をとること、それにはあきが少なくてカロリーの高い油料理をたくさんとるのが合理的です。中年すぎの人は〃植物油〃を使います。次にたん白質が大切です。たん白質性食品に含まれるアミノ酸は、寒冷に対するからだの低抗力を高めます。

また、たん白質は摂取されたカロリーの約三分の一が直接体温にかわるので、保温のため有利です。皮膚や喉、のどの粘膜を強めるビタミンAはレバーやバター、強化マーガリン、人参、ほうれん草などとりましょう。

ビタミンCは寒さに対する低抗力をまし、血圧を安定させます。冬にはビタミンCを含む新鮮な野菜が不足しがちですから特に注意が必要です。一日二個のみかん、おつし大根、いもなどが不足しないようにしましょう。

食事づくりで一番大切なことは栄養のバランスのとれた食事をつくることです。きょうは魚ばかり、明日は野菜ばかりというようなはっかり食事はいくら量をたくさん食べても、決して健康な身体はつくれません。

魚肉、野菜、いも類を少しづつ種類を多く毎度の食事にとることが健康えの近道です。好き嫌いなくよく噛んで、楽しくいただきましょう。

町・県民税申告相談について

昭和51年度分町県民税申告相談会場を下記日程により開きますので、遠慮なくお出で下さい。

尚、申告書等につきましては二月はじめに配布する予定であります。

昭和51年度分町・県民税申告相談日程表

日	一班 時	一班 場所	一班 部落名	日	二班 時	二班 場所	二班 部落名
2月16日	9時～14時	部落公民館	福浦	2月16日	9時～16時	部落公民館	平国・上下
17	〃16時	婦人会館	日当	17	〃16時	婦人会館	日添
18	〃14時	部落公民館	大泊	18	〃14時	部落公民館	新川・古川
19	〃	浜崎公民館	浜崎・桜戸	19	〃12時	〃	小津奈木
20	〃	中央公民館	竹中	20	〃14時	中央公民館	染竹・町中
24	9時～12時	部落公民館	中尾	24	〃12時	部落公民館	古中尾
25	〃	〃	倉谷	25	〃	〃	内野
26	〃	〃	上下門川内	26	〃	〃	辻

1班　伊藤・斉藤・津奈木・野口
2班　鶴野・古川・松本

熊本県保母養成所の学生募集について

本養成所は児童福祉法にもとづく厚生大臣指定の保母養成機関であって、児童福祉施設において、児童の保育に従事しようとする女子に対し、必要な理論と実際を習得させ、豊かな教養と高度の技術により児童福祉事業に貢献する保育者の育成を目的として、学生を募集しております。

卒業後の資格、活動分野は卒業と同時に熊本県児童福祉法にもとづく全国共通の保母資格が与えられ、保育所、養護施設、精神薄弱児施設、同通園施設、盲ろう児施設、肢体不自由児施設、乳児院等の保母、教護院の教母、母子寮の寮母、児童厚生施設の児童厚生員等として就職することができ、卒業後の勤務については義務年限はありません。

◎募集内容の概要次のとおり

一、募集人員　五十名

二、修業年限　二年

三、願書受付　昭和五十一年二月二日から二月十四日二時まで

四、学科試験、適正検査及び面接の日時は三月十一日（木曜）午前八時五十分から三月十二日（金曜）まで

なお、詳細については、熊本県保母養成所（電話〇九六三―六四―六七三九）にお問い合せください。

お正月用門松カード配布中止についてお詫び

県の国土緑化推進委員会より例年、お正月用に配布しております門松カードは、本年は予算の都合により、中止になりましたのでお詫び方々お知らせ致します。

税務所便り

所得税の確定申告期です―3月15日までに申告と納税を!!

所得税申告説明会開催について

所得税確定申告の説明会を左記により開催致しますので、申告される方は是非ご出席下さい。

日時　二月二十三日
　　午後一時三十分

場所　津奈木町中央公民館和室

書き方がわからない方に

津奈木町では左記により、納税相談会場を開きますので、確定申告書の書き方がわからない方は、遠慮なくご利用ください。

期日　三月五日
時間　午前九時より午後五時まで

場所　津奈木町中央公民館和室

確定申告をしなければならない人

◆一般の人の場合

一年間（一月～十二月）の所得から、いろいろな所得控除を引いて残りがでる人。

◆サラリーマンの場合

ほとんどの方は、勤め先で差引かれる税金ですみ、確定申告をする必要はありませんが、給料のほかに所得が年間二十万円をこえる人や給料が一千万円をこえる人等です。

申告書はどこに出すか

あなたの住所地の税務署に出してください。郵送でも結構です。

期間は、二月十六日から三月十五日（当日消印有効）です。

確定申告をするには

所得税は、自主申告、自主納税の制度です。自分で所得を計算して正しい申告をしてください。

申告書の必要事項は、すべて自身で記入してください。（書き方がわからないときは、もちろん税務署の係員などがお手伝いします。）

申告に必要な書類（いろいろな控除の明細など）を準備しておきましょう。

所得税の申告をすれば、県市（町村）民税及び県の事業税の申告の必要はありません。

確定申告すれば税金が返る人

◆給料などから差引かれた税金や、七月・十二月に納めた税金が納めすぎになっているとき（特に次の人は、納めすぎになる場合が多いので、注意して調べてみましょう。）

● 所得があまり多くない人で、少額の原稿料や配当があるとき。

● サラリーマンで、災害や盗難にあったり、多額の医療費を払ったり、マイホームを新築した人。

● 五十年の中途で退職して、その後就職しなかった人。

● 七月・十二月に税金を納めたが確定申告の必要がなくなった人。

どうしたら税金が返るか

確定申告書を出してください。

書き方がわからないときは、税務署の係員などがお手伝いします。

期間は、二月十六日から三月十五日までですが、二月十六日以前にお出しになっても結構です。

申告書には、源泉徴収票や領収書・住民票などの書類が必要です。

申告書を出していただくと、税務署ではなるべく早く（お出しになった時期によって違いますが、およそ二～三週間ぐらいで）お返しすることにしています。

お返しする方法として、その金額が三万円以上で、あなたが確定申告書に還付を受ける銀行を記入されたときは、税務署からその預金口座に振込みます。また郵便局名を記入されますと、郵便局で受け取りになれるよう手続きをいたします。

所得控除のいろいろ

所得税の税額を計算するときは、いろいろな控除を差引いて計算します。一般の人に関係の深い「所得控除」を下記の一覧表にまとめました。あなたの場合は、どれどれに該当するでしょうか。

所得控除表

受称	確定申告書での名称	こんなとき差引かれる	所得から差引かれる金額 所得税	住民税
ご主人控除	基礎控除	だれでも一定額	260,000円	190,000円
奥さま控除	配偶者控除	配偶者があるとき	260,000	190,000
ちびっこ控除	扶養控除	子供や老人を扶養しているとき	260,000	170,000
	（老人扶養控除）	扶養家族に70歳以上の老人がいるとき	320,000	190,000
身体障害者控除	障害者控除	本人・家族で身体の不自由な人がいるとき	200,000	160,000
	（特別障害者）	特にひどい障害者	280,000	190,000
未亡人控除	寡婦控除	本人が夫と死別、離別しているとき	200,000	160,000
お年寄控除	老年者控除	本人が65歳以上のとき	200,000	160,000
学生さん控除	勤労学生控除	本人が学生のとき	200,000	160,000
災難控除	雑損控除	財産が水害等にあったとき	損害から所得の10分を引いた残り	左に同じ
医者代控除	医療費控除	本人・家族の医者代を払ったとき	医者代から所得の5分か5万円のいずれか少ない方の金額を引いた残り（最高200万円）	医者代から所得の5分か10万のいずれか少ない方の金額を差引いた残り（最高100万円）
火災保険控除	損害保険料控除	損害保険料、共済掛金を払ったとき	最高　15,000	—
生命保険控除	生命保険料控除	本人・親族を受取人とするもの	最高　50,000	最高　35,000
健康保険控除	社会保険料控除	本人・家族が支払ったもの	全額	全額